

令和7年度　さいたま市雇用対策協定に基づく事業計画

さいたま市・埼玉労働局

目 次

I 産業活性化・人材育成

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援
- (3) 将来の地域経済を担う産業人材育成

II 多様な働き方と生産性向上の実現

- (1) 働き方改革の推進

III 世代・状況に応じた就労支援

- (1) 若年者等への就労支援
- (2) 中高年層への就労支援
- (3) 女性（主に子育て世代）への就労支援
- (4) 高齢者への就労支援
- (5) 障害者への就労支援
- (6) 生活困窮者等への就労支援
- (7) その他の就労支援

IV 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

- (1) ワークステーションさいたまにおける就労支援
- (2) 各区ジョブスポットにおける就労支援

V その他さいたま市及び労働局が必要と認めた事業

VI 雇用施策に関する数値目標

令和7年度 さいたま市雇用対策協定に基づく事業計画

さいたま市長と埼玉労働局長の間で締結したさいたま市雇用対策協定の第2条に基づき、市内企業の人材確保や、生きづらさを抱えた方々への就労支援を推進するため、令和7年度の事業計画を次のとおり定める。

I 産業活性化・人材育成

(1) 企業誘致の推進

(2) 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 「まもり、まねいて、そだてます」を行動テーマに掲げ、財政基盤の強化、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を目的とした、企業誘致活動に取り組む。
- ・ 介護分野の仕事・職場についての理解を深める機会を提供し、介護分野への就職に結びつける。
- ・ 保育士人材確保事業の一環として、潜在保育士を対象としたセミナーや保育士養成施設の学生等を対象とした保育施設見学等を開催する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 企業誘致による求人情報の提供を受け、ハローワークに求人が未提出の場合は求人開拓を実施のうえ、求職者とのマッチング支援を行う。
- ・ 人手不足が顕著な職種（医療・福祉、建設、警備、運輸）について「人材確保・就職支援コーナー」（ハローワーク大宮に設置）が地域の状況を的確に把握し、関係機関との密接な連携の下、求人者・求職者の両面からマッチング支援を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 誘致・立地企業の情報を共有し、連携して人材確保等の支援を実施する。
- ・ 保育介護人材等の各種就職面接会を協働で開催する。
- ・ 外国人労働者の雇用管理セミナーを協働で開催する。
- ・ 「さいたま市SDGs認証企業」を参加企業とした企業説明会を協働で開催する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、企業誘致の推進や市内企業・人手不足業界等の人材確保に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(3) 将来の地域経済を担う産業人材育成

さいたま市が取り組む施策

- ・ 工業高校生を対象とした、市内企業への就業体験等の技術体験研修を実施する。
また、小・中学生にものづくりへの関心を育む事業を実施している団体に対し、補助金を交付する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮及び浦和が把握している求人者のニーズや求職者の動向など、訓練ニーズを独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部埼玉職業能力開発促進センター（以下「機構埼玉センター」という。）に提供・共有するとともに、適切な受講あっせんや訓練受講生に対する就職支援に取り組む。
- ・ ハローワーク大宮及び浦和では地域の実情や学校等の要望等を勘案し、学生・生徒が職業・産業や多様な働き方に関する理解等を深め、将来の進路選択やキャリア形成等に関し、主体的に考える契機となるよう、小学生から大学生までを対象とした職業講話や就職ガイダンスを就職支援ナビゲーターが学校へ出向く等の方法により積極的に行う。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、産業人材育成に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

Ⅱ 多様な働き方と生産性向上の実現

(1) 働き方改革の推進

さいたま市が取り組む施策

- ・ 市内勤労者等を対象に、「働く人の支援講座」において、多様な働き方の実現に向けた講座を実施する。
- ・ 労働に関する法制度等を扱う「働く人の支援ガイド」等により、周知・広報を図る。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 労働基準監督署の労働時間相談・支援班において、説明会の開催や中小企業・小規模事業者への個別訪問により、労働基準法等の周知や、適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行う。
- ・ 生産性向上による賃金引上げや非正規雇用労働者の処遇改善に向けたコンサルテ

ィングなど総合的な支援を行う「埼玉働き方改革推進支援センター」について、あらゆる機会を通じて周知を行い、その利用促進を図ることとする。

- ・ パートタイム・有期雇用労働法に基づき、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換等を推進する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、働き方改革の推進に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、テレワークの実施について相互に周知・PRする。

Ⅲ 世代・状況に応じた就労支援

（１） 若年者等への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 安定した仕事に就けずにいる若年者等を対象に、市内中小企業等への正社員就職を目指し、座学研修と市内中小企業等でのインターンシップを組み合わせた就労支援を実施する。
- ・ さいたま市子ども・若者支援ネットワークに就労支援部会を設置し、関係機関等が実施する若者の職業的自立支援に資する事業の情報交換及び連携を図る。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 「埼玉新卒応援ハローワーク」「埼玉わかものハローワーク」（ハローワーク大宮の付属施設）等において、担当者制によるきめ細かな職業相談（オンライン相談を含む）を実施するほか、セミナーや就職面接会を開催し、新規学卒者をはじめとする若者の就職促進を図る。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク LINE 公式アカウントを活用し、公的機関が実施する企業説明会や面接会など、就職活動に役立つ情報を積極的に発信する。
- ・ わかものハローワーク等利用者に対し、職業訓練に関する情報提供を行い、職業訓練に向けた相談を実施する。
- ・ 若年者の早期離職を防止するため、ユースエール認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携し、職場定着支援を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」において、若年無業者等を対象に、職業的自立に向けた各種就労支援をさいたま市及び埼玉労働局は連携して実施する。
- ・ 新規学卒者等と地元企業のマッチングを図るため、「合同企業面接会」を協働で開催する。
- ・ さいたま市内の会場で開催する埼玉労働局主催の就職支援セミナーをさいたま市及び埼玉労働局は連携して実施する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、若年者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(2) 中高年層への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 安定した仕事に就けずにいる概ね 55 歳以下の中高年層を対象に、市内中小企業等への正社員就職を目指し、座学研修と市内中小企業等でのインターンシップを組み合わせた就労支援を実施する。
- ・ 就職が見込まれる分野での知識習得等に資する講座、社会人基礎研修、就労支援及び市内中小企業等における就業体験を、ワンパッケージに組み合わせた支援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮（プラザ大宮）、浦和（埼玉しごとセンター）に設置する「ミドル世代支援コーナー」において、就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナーや就職面接会の開催、公的職業訓練等必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」において、就労に当たって課題を抱える 49 歳までの方を対象に、職業的自立に向けた各種就労支援をさいたま市及び埼玉労働局は連携して実施する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、中高年層への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(3) 女性（主に子育て世代）への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図るため、就業相談、就業支援講習会等一貫した就業支援サービスを実施する。
- ・ 女性求職者の早期再就職及び市内企業の課題解決を図るため、求職者のデジタルスキル習得と市内企業とのマッチングを組み合わせた支援を実施する。
- ・ 就職が見込まれる分野での知識習得等に資する講座、社会人基礎研修、就労支援及び市内中小企業等における就業体験を、ワンパッケージに組み合わせた支援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ マザーズハローワーク等にはキッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談や仕事と子育ての両立に理解のある企業情報の提供のほか、職業訓練の受講あっせん等を行う。
- ・ LINE 公式アカウント「埼玉マザーズハローワーク・コーナー」を活用し、家庭と仕事の両立を目指す求職者に就職支援セミナー、面接会、オンライン相談等のイベント情報などを発信する。
- ・ 令和7年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行確保を図るとともに、両立支援助成金の支給等により、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業を支援する。
- ・ 子育てサポート企業である「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。
- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本となることから、男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図る。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進めるため、さいたま市及び埼玉労働局は、女性への就労支援に関し、それぞれが実施するセミナーや認定制度などの支援内容を相互に周知・PRする。

(4) 高年齢者への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 「さいたま市高齢者生きがい活動センター」において、高齢者の生きがい推進事業の一環として、就労に関する情報提供や技能講習等を実施する。
- ・ 60 歳以上で就労する意欲と能力のある高齢者に対し、就労による生きがい、福祉の向上、及び高齢者の地域社会への貢献を目的に、さいたま市シルバー人材センターを活用した就労支援を行う。
- ・ 「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」において、ボランティア、就労、生涯学習等に関する情報を発信する。また、セミナーの開催等により、セカンドライフでの社会参加に向けた意識啓発等を行う。
- ・ 就職が見込まれる分野での知識習得等に資する講座、社会人基礎研修、就労支援及び市内中小企業等における就業体験を、ワンパッケージに組み合わせた支援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 高齢者の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク大宮及び浦和に設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。また、高年齢求職者が未経験の職種に就く不安を取り除くため、就職が見込まれる分野の職場見学、職場体験及び各種セミナー等を実施する。
- ・ 70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。
- ・ 事業主に対し、70 歳雇用推進プランナー及びハローワークの雇用指導官等の訪問による提案型の相談・援助を行う。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、さいたま市及び埼玉労働局は、高年齢者雇用の必要性や重要性の周知を行うとともに、それぞれが実施するセミナーや支援制度などの内容を相互に周知する等により、雇用環境の整備や高年齢者の雇用促進等を事業主に働き掛ける。
- ・ 「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」が実施する高年齢者を対象としたセミナー等に、埼玉労働局は講師派遣等の協力・連携を図る。
- ・ 上記のほか、さいたま市及び埼玉労働局は、高年齢者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(5) 障害者への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 障害のある方が地域で安心して自立した生活が送れるようにするため、就労支援、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチ等による定着支援等を実施する。
- ・ さいたま市のホームページ等を活用し、各種助成金についての周知・広報を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、ハローワーク大宮及び浦和に精神・発達障害者雇用サポーターを配置して、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携し、きめ細かな就労支援を実施する。
- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。また、雇用率未達成企業を対象とした企業向けセミナー等を行い、障害者雇用に対する理解を促進する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ さいたま市及び埼玉労働局が一体的に実施する「ジョブスポット（大宮、岩槻）」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ハローワーク大宮及び浦和の管轄地域において企業訪問やミニ面接会の開催等を通じ、障害者雇用ゼロ企業を始め法定雇用率未達成企業（令和7年4月1日から除外率引き下げによる法定雇用率未達成企業を含む）の支援を連携して実施する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、障害者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知、PRする。

(6) 生活困窮者等への就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者等の就労を支援するため、各区福祉課に就労支援員を配置し、履歴書の書き方、面接の受け方等について助言、指導を行うとともに、ジョブスポットやハローワークへ同行し、求職の方法や求人票から本人に適した職を抽出するなどの支援を実施する。
- ・ 直ちに就労することが困難な生活保護受給者等に対して、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの修得、パソコン操作のスキルの向上

その他の就労に必要な基礎能力向上のための支援を実施するとともに、市内の民間企業、介護施設その他関係機関等における就労体験又はボランティア活動の場を提供することにより、知識及び技術の修得に向けた支援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対しても、ハローワークにおいて職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性を高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内全区に設置している「ジョブスポット」において、さいたま市及び埼玉労働局は連携してチームとしての包括的な支援を行う。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、生活困窮者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(7) その他の就労支援

さいたま市が取り組む施策

- ・ がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、がん患者等への就労相談窓口の周知を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮に設置した「長期療養者職業相談窓口」において、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者の就職支援や事業主の理解の促進に取り組む。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市立病院に設置した「就労相談窓口」において、ハローワーク大宮職員の出張相談を実施する。

IV 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

(1) ワークステーションさいたまにおける就労支援

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「ワークステーションさいたま」において、さいたま市及び埼玉労働局は連携してセミナー、家庭と仕事の両立相談、キャリアコンサルティングや職業相談・紹介等のワンストップ就労支援を実施する。
- ・ 同施設で託児付き就職支援セミナーを連携して実施する。
- ・ 同施設で企業向け雇用管理セミナーを連携して実施する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、ワークステーションさいたまにおいて、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(2) 各区ジョブスポットにおける就労支援

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内全区に設置している「ジョブスポット」において、さいたま市及び埼玉労働局は連携してチームとしての包括的な支援を行う。
- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」とジョブスポットとの連携強化を図る。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局は、各区ジョブスポットにおいて、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

V その他さいたま市及び労働局が必要と認めた事業

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内に大量の雇用調整事案が発生した場合、さいたま市、埼玉労働局、ハローワーク大宮及び浦和が連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。
- ・ さいたま市及び埼玉労働局が実施する雇用対策に係る事業等について、市民及び市事業主に対する周知・広報を積極的に行う。
- ・ その他さいたま市及び埼玉労働局が連携して重点的に取り組むことが必要と認める課題について、さいたま市及び埼玉労働局の施策を一体的に実施する。
- ・ 埼玉労働局は、ハローワーク大宮及び浦和に設置した「すまい・生活・しごとに関する総合サポート窓口（ハローワークワンストップ窓口）」において、離職等により住居・生活支援が必要となる方々に対してさいたま市と連携して包括的な支援を行う。

VI 雇用施策に関する数値目標

項目	目標
1 世代・状況に応じた就労支援	
●紹介就職率	・大宮所 19.0% *1 ・浦和所 19.6% *2
●若年者等を対象とした就職面接会の開催	・年1回開催
●女性（主に子育て世代）を対象とした就職支援セミナー	・年40回開催
●生涯現役窓口での65歳以上の就労支援チームによる就職率	・83.4%
●民間企業の障害者雇用率	・2.5%
2 産業活性化、人材育成	
●公的職業訓練修了3か月後の就職件数	・大宮所 778件 *1 ・浦和所 313件 *2
3 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施	
●ワークステーションさいたまの就職件数	・540件
●ジョブスポットの就職件数	・1,250件

*1 大宮所管内の数値

*2 浦和所管内の数値